

公財政から私財政へ : 19世紀福岡藩家老三奈木黒田 家の場合

楠本, 美智子
九州大学文学部九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/1560302>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 39, pp.309-352, 1994-03-30. Research Institute Cultural History, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

公財政から私財政へ

——十九世紀福岡藩家老三奈木黒田家の場合——

楠 本 美智子

はじめに

- 一 三奈木黒田家知行地
- 二 三奈木黒田家の家臣
- 三 知行地における支配の在り方
- 四 家臣団の解体
- 五 三奈木黒田家財政
- 六 三奈木黒田家の地租改正
- 七 明治十年代の三奈木黒田家財政
おわりに

はじめに

明治初期の政治的経済的変動に当たり、封建社会において指導的役割をはたした武士クラスは明治政府の近代化政策に対してどのような対応をしたか。この課題にたいして下級武士については秩録処分や士族授産の問題からの研究

が進み、上級武士、中でも封建領主であつた大名については蜂須賀家、毛利家、尾張徳川家、細川家といった大手の華族資本の研究が進められている⁽¹⁾。華族の資産については千田稔氏は「華族資本の成立・展開―一般的考察」(『社会経済史学』五二の一)において「大正期には旧大中藩諸侯出身華族はほぼ全員が資産家として定着し、且つ旧小藩諸侯からも資産者化する者もでて」いるとのべている。大名クラスは明治政府が断行した藩債処分によつて借金地獄の公的財政からは解き放されたのであり、また秩禄処分や地租改正と近代化政策が施行されるなかで、堅実な私的財産を確保し、自らの資産を銀行や鉄道といった地方産業、あるいは土地購入に投資することによつて財産を増加させ資本主義社会のなかに自らの地歩を固めることに成功したといえる。彼らの私的財産の基礎となつたのが秩禄処分によつて支給された金禄公債と地租改正による土地所有であつた。地租改正で当初、華族の開墾地に対する権利にたいして「封土奉還の節土地相成候上は直ニ耕作人を持主ニ相定」⁽²⁾めるのが相当といった施策であつたにも係わらず結果的には華族層がかなりの土地を所有するに至つたことは既に指摘されている。

従来の研究が大藩の藩主であつた家を対象に、しかも明治期以降の華族資本より出発しているが、本稿では福岡藩の家老であつた三奈木黒田家(一義が明治三十三年男爵となる)を取り上げ、藩制期の家老財政から秩禄処分、地租改正を経る中でどの様な対応をして私的財産を確保していったか、まずはその過程を検討することによつて原蕃期の華族資本成立以前の旧上層武士の資産蓄積過程を明らかにし、それが地域に果たした役割を検討する。

三奈木黒田家の知行地の成立、財政、家臣構成等については『甘木市史』にすでにのべられているが、三奈木黒田家が地租改正によつて何処にどの程度の土地所有が可能であつたかを知るためには当家の江戸期の知行地やその支配、家老としての公的財政、家臣団の有様等述べる必要がある。したがつてそれらを確認するため藩制期の三奈木黒田家からのべる。福岡藩主であつた黒田家と区別するために三奈木黒田家と仮称す。

一 三奈木黒田家知行地

三奈木黒田家は本来加藤姓で初代一成のとき黒田姓を賜う。福岡藩の家老の中でも別格扱いを受け「寛文官録」⁽³⁾中では大老となっている。他の家老が浮沈を繰り返す中で三奈木黒田家だけは江戸期を通じて家老を務めた。三奈木黒田家自身も他の家老とは家格が違うとの意識があった。⁽⁴⁾

当家の知行地並びに知行高を見れば、慶長七年に一万二〇〇〇石が黒田三左衛門尉（一代一成）に与えられた。同一七年の長政の知行宛行状では下座郡のうち一五村、那珂郡のうち二村、ここで一万二二五二石余が宛行われ、そのうち一五二石余が一成の兄加藤内匠吉成の知行分として与えられた。（表1）一成にたいしては更に元和九年支藩創出の際、下座郡平塚、田代、山見、柿原村が秋月領とされたかわりに、下座郡四郎村、吉末村、夜須郡松延村、吹田村、赤坂村、三笠郡国分村、粕屋郡八田村のうち二千百三石余が替え地として与えられた。寛永二〇年忠之の知行宛行状では前年に家督相続した二代目一任には一万五〇〇〇石が宛行われている。これに明暦二年光之より一〇〇〇石（下座郡、三笠郡、粕屋郡、御牧郡のうち）加増され一万六〇〇〇石となった。寛文一二年には家督後の三代一貫に一万五一四六石が、そして延宝五年に三笠、下座両郡のうちより一〇〇〇石が加増されて一万六一六五石となった。元禄一五年綱政より源左衛門一利（五代）に一万六二〇五石が宛行われた。この知行地は一貫の時とはほぼ同じであるが、三笠郡杉塚と天山村が追加された。以後この知行高と領地は固定する。この後は隠居料と部屋住料の宛行状ならびに目録のみが残存している。一万六二〇五石の内訳は田一万二二四九石余、畠三九五五石である。⁽⁵⁾ 知行地は下座郡の一万一〇〇〇石余を中心として、夜須郡、さらに那珂、三笠、糟屋郡に飛地があった。

尚、隠居料等として宛行われた村は寛永八年では那珂郡片縄、松木村、万治二年の三笠郡瓦田村、享保以後では三笠郡天山、粕屋郡中原、上座郡古賀、那珂郡上警固、早良郡有田、東入部村で、一〇〇〇石から八〇〇石であった。

表1 三奈木黒田家知行地 (単位は石、石以下は切捨)

村名	慶長 17.1.27	元和 9.9.1	寛永 20.5.1	明暦 2.3.23	寛文 12.9.15	延宝 5.12.11	元禄 15.3.7
下座・三奈木	3546		3659		3679		3679
荷原	628		636		642		652
桑原	1142		1163		1170		1169
中嶋田	686		659		700		701
林田	170		185		186		186
上畑	97		97		97		97
蔵菌	88		88		88		89
城	259		272		273		273
長田	1090		1090		1264		1266
平塚	774	秋月領					
田代	178	秋月領					
矢野獄	155						
山見	189	秋月領					
柿原	213	秋月領					
白鳥(富永)	511		511		512		512
吉末	188	28	320		322		322
小隈	724		860		871		871
	(内152は 加藤内匠分)						
四郎丸		292	292		293		293
金丸			366		366		366
坂井			50	52		117	117
八重津						475	475
那珂・東光寺	747						
春日	257		795		819		822
片縄				54			
夜須・松延		520	520	52	581		582
吹田		50	50		50		51
赤坂		95	95		95		95
曾根田			1091		1100		1104
三笠・国分		689	689		701		701
吉木			411		411		411
水城			369	6	392		390
仲				55	88		88
瓦田						407	
杉塚							407
天山							40
糟屋・八田		425	425	2	433		435
御牧・山田				775			
計	12152	2103	14741	1000	15146	1000	16205
		替地 長政 忠之 美作守 (一成)	忠之 三左衛門 (一任)	加増 光之 三左衛門 (一任)	光之 源左衛門 (一貫)	加増 光之 三左衛門 (一貫)	綱政 源左衛門 (一利)

地租改正では一作地と抱地並びに山林が問題となるがそれについては後に述べる。

二 三奈木黒田家の家臣

天正十六年孝高より一成が豊前国において二二四九石宛行われた時その内訳は三五〇石 自分、九一五石 馬乗分、四八四石 陸士の者分、五〇〇石 鉄砲の者であった。その後長政より一二〇石が鉄砲五挺上下一二人の役として加増、さらに文禄四年一八二四石加増され、一七人の与力が付与された。(表2)

表2 与力人名 (三 1851)

石 高	人 名
130	立川甚右衛門
130	江見彦右衛門
100	坪田藤左衛門
200	松田掃部
83	藤田久左衛門
83	楓市右衛門
83	波葉久左衛門
83	吉保正太夫
130	岸弥助
83	福山傳七
100	阿保彦兵衛
100	進藤加右衛門
83	今井喜右衛門
120	岡又右衛門
116	加藤弥左衛門
100	結城平八
100	加藤兵右衛門
1824	

三奈木黒田家の当初の家臣の構成人員は分からない。元禄五年の文帳に享保二年訂正が加わった「給知高帳」によれば、三八〇石の加藤助大夫のもとに二四名、合わせ三二九四石余、二五〇石の大庭新左衛門のもとに二六名、合わせ高二〇六七石余、合計五三六一石余とある。この五〇名が馬乗で三奈木黒田家の家臣団の中心をなし、そのもとに扶持を給せられた士分の者、銃手の足軽がいた。足軽は文禄四年長政が美作一成に進藤加右衛門を与力

として付与した時、彼に足軽組を預けたとあり、また二代一任の時、承応年間に新免七兵衛が新たに足軽組を仕立てたとある。前者が三奈木村を中心に組織された走折組(走り下組ともいう)であり、後者は荷原村を中心として帝釈寺組といわれている。

言い伝えとして、高原の陣の節、人数不足を痛感した一成は、帰陣後知行所の村々に百人の郷足軽を置いたとあるのは、小役人といわれた郷足軽である。天保四年、郡役所よりの調査にたいし、郷足軽の人数を書き上げている。

(表3) 全体で九九人。下座、夜須、三笠、那珂、糟屋郡に及び、いずれも知行地内に配置された。小役人のうち大

表3 郷足軽人数 (天保四年)

下座郡	三奈木村	20内	2大工
	荷原村	13内	2大工
	城村	5内	1大工
	中嶋田村	4	
	四郎丸村	9	
	桑原村	1	
	金丸村	1	
	小隈村	3	
	長田村	15	
夜須郡	松延村	4	
	曾根村	1	
	吹田村	3	
	赤坂村	2	
御笠郡	吉木村	1	
	国分村	6	
	中村	1	
那珂郡	春日村	8	
糟屋郡	八田村	2	
計		99	

(三 1265の1)

工職の五人は寛政六年藩の許可を得て軍用や三奈木村御茶屋の手
 当のため置かれた。⁹⁾

これら足軽・郷足軽の役目は非常用の備として、福岡藩では三奈
 木黒田家が担当した長崎警備などに駆り出された。享和三年一
 月の「加藤忠左衛門演説書」¹⁰⁾によればこの年の秋、長崎へ異国船
 一艘入津の知らせが入り源左衛門が急拠長崎出張となった。それ
 に伴ない足軽三五人の調達を知行所に通達してきた。「村々江罷
 在足軽共銘々仕廻次第先を争ひ可罷出旨申付候処、同日昼比は不

残下座表を出払、同夕夜半比は爰元江着(略)二里も二里半も相隔村々江罷在候三五人之足軽共暫時之内二出払候段
 ハ誠二勇々敷儀共二御座候」また跡勢呼越すこともあるかと、「士分式拾人ハ道中小道具陣羽織騎馬にて具足鎗鉄砲
 を持せ、無足其外足軽又者都合百四十人余速ニ可相仕廻段申付候処、翌二十八日昼過ニかけ不残仕廻申出候」と在り、
 知行所内の足軽が呼びかけに応じて速やかに集まったこと、さらには士分、無足、其外の足軽、さらには又者までが非
 常時には駆けつける体制が出来ていることを強調している。嘉永七年七月長崎警備の人数不足から郷足軽は新たに一
 二人召し抱えられ、一人に銀一五〇目宛渡された。また郷足軽の者が病身であったり老年に及んだ時にはその者の居
 村庄屋が代勤をだすことが義務づけられていた。¹¹⁾

郷足軽となった者は家来判となり、庄屋支配からははずれた。一軒のうちで家来判の者と村判のものがいるわけ
 ある。家来判にするには那奉行の許可を必要とした。しかし村にとっては家来判の者が多く出ることとは夫役負担の基
 準となる面役人数の減少につながり歓迎されるものではなかった。ことに江戸後期になると面役人数の減少がどの村
 でも問題となった。そこで家来判の願出に対して「下座郡痛ミ村人少此上免役差除之者多く相成候而ハ及差問候付召

抱儀ニ候ハ、一村ニ不片寄様有之度」と郡奉行小田正左衛門は答えている。⁽¹²⁾

つぎに家臣の職務を「分限帳写」⁽¹³⁾から書上げてみる。これは幕末から明治初めにかけての史料であるが、どの様な職務が分担されていたかが分かる。

御留守居	六	御次末席	四
同格	一	御医師	六
番頭	一	御右筆	二
同格	三	御小姓格	六
御用方	一二	小人小頭格	一
銃手頭	七	取立方	二
御構頭分格	二	御勘定所帳元格	二
御玄関頭番座口	一	御料理方	一
御代官	二	御錠口	三
御蔵奉行	二	無足休	三三
御銀奉行格	三	無礼無足	三
御納戸格	一	御留守居隠居	一〇
平士馬乗中	二三	御局役	一
別格馬乗	三	御乳母	二
同列	二	大工	二
御側頭取	三	銃手	二七

御側 三〇

御次座口 二一

御側 三〇

計 二〇九

留守居が三奈木黒田家の最高決定機関で在り、用方で一般行政を担当し、蔵奉行、銀奉行格、納戸格がおかれて米や金銀、物品の管理、取立方は年貢・余米の取立方であろうか、勘定所帳元格で会計を担当、また知行地が離れているため代官が設置されていた。家老を務め、又知行高も一万六千石に及び多くの家臣団をなしていることから藩の機構の縮小されたものがここにはある。

三 知行地における支配の在り方

地租改正を考える場合江戸期の三奈木黒田家の知行地内での支配の在り方、家臣や農民とのつながりが大きく作用してくると思われる。知行主としての影響力が問題となってくるので、ここで支配の在り方を述べる。当主の家督相続にあたり先代が論じて言うには、「是迄代々格別結構被仰付候家筋二付外家老とも違候」家柄であることを述べ、まず長崎警備に当たり急な旅立ちが出来るように心掛けて置くこと。言行を専一にし、多言は禍の基。先祖の祭は入念にする。さらに家政については他家の家法を受け入れず、古格を守ること。そして留守居共と打合わせを勧めている。「留守居共無腹蔵談合（加藤）忠左衛門其外下座在宅留守居中にも同様」に相談するよう述べ、留守居中初め家来共の賞罰は「他家之意をかり候儀有之間舗」と他家から口を挟まれないよう独自で行うよう注意している。⁽¹⁴⁾留守居が福岡下座共において重要な役割を務めた。さらに「家老共を初其外目付共福岡へ言上状並進物之披露状へ至迄佐伯十右衛門守嶋八郎左衛門両人へ対シ差越可申」と下座から福岡へのルートを特定して、職務機構の統一性をはかっている。家老と称しているように当家においても本藩と同様な呼称を用いている。下座の家臣に対し、遠方故に他

國へ自由に妻子連れで見物などに出ていることを耳にするが以後は許可を得ねばならない、家居は分相應に普請等致し、百姓家同前に庭や屋敷廻りを荒れさせてはならない。近年下座侍共が侍の風儀を大方に致しているのを聞くが、目付を入れて吟味すると目付二人を定め下座在住の家臣の取り締まりを強化している。⁽¹⁶⁾

知行地の下座郡と福岡に家臣が分かれているため、下座郡では三奈木村にある御茶屋において留守居中が寄集まつて下座在住の家臣の評議がなされた。さらに三奈木村には屋敷が置かれていた。常に当家が留守であったのではなく宝暦四年一興へ家督を譲つた一成は適齋と号して三奈木で隱居生活を営んだ。また「昨年（元治元年）在住之儀被仰出候付拙者知行所下座郡三奈木村ハ以前仮成之居住所有之家来共も相應差置候儀ニ付同所江在住之舍ニ而猶又家来共住居所取建て当春以来追々引越させ居申候拙者儀当年中引越家政筋ハ勿論家来共文武之修行一際嚴重宰判申付度」と慶応元年には播磨（暁心）が三奈木に在住した。⁽¹⁶⁾

知行地には福岡在勤でない家臣や荷原村の帝釈寺組、三奈木村の走り折組、各村に散在した小役人など田畑を与えられた足軽がいた。その田畑には三奈木黒田家がいり入れて与えた田畑もあった。村には村判のものと家来判のものとが入り交じっていたのでその間で問題も生じた。次の史料は水利争いから生じた庄屋の罷免である。

明和八年一〇月三奈木村庄屋忠九郎が役儀並びに地方を取り上げられた。⁽¹⁷⁾ 事の次第は「当夏早魃ニ而田方用水払底ニ有之候故走り折組中御預ヶ之田方水引ニ參六月三日之夕三奈木村之内於落井手庄屋忠九郎と致水論候節同人儀対組中ニ此方様御名ヲ殿唱ニ致候由支配頭守嶋文左衛門迄申出」その結果文左衛門が祝福し言上に及んだ。そして「忠九郎事兼而茂奉対此方様不敬之筋並私欲ニ紛敷風説茂有之」と言う事になり、調べた結果頭百姓等と話があるといつてはよく組頭宅で酒宴を催し、その入目を村入目とした。夫遣も公役と称して私用に遣つた。藪田百姓の新規取立に福岡藩より渡された銀子を私欲がましい事に利用した。これらの事が露見し、忠九郎の役儀取上を福岡藩郡奉行味岡團右衛門へ源左衛門より申入れた。その結果福岡藩より詮議があつて庄屋役の取上と成つた。忠九郎家は正保三年に庄

屋を仰せつかり、それまで清右衛門家一人で受け持っていた三奈木村を上下に二分し両家で分担、清右衛門家が持っていた庄屋役地を半分一五〇石取上げ忠九郎先祖惣兵衛の持地四〇石余と合わせ一五〇石に成るよう与えたという。そこで清右衛門はもともと自家の所有であったと訴え、忠九郎の土地が引上げられ清右衛門に与えられた。いままで年番で勤めてきた三奈木黒田家の用筋は清右衛門一人に仰付けると御茶屋で目付立ち会いの上、江見惣兵衛より申渡された。咎められた忠九郎の言とは「此水事二付而ハ源左衛門殿御家来と申候而も水之儀二付候而ハ庄屋次第今日之様ニ自分ニ水を被取候而ハ一体風俗不宜敷候源左衛門殿家来逆茂水を引被申候へハ百姓同前二候此所庄屋次第二候間今夕取除ケ候所手指被申候」「此以後家来中ハ秋免之次第御納方決而取次不申」と言つたと言う。そこで走り折組の儀八以下九名は「私共申候は兼而支配方来いかつがましき次第并ニ風俗不宜敷儀は何も不仕」様に言われていたので「左様之儀は不被申様」と述べただけという。水事は庄屋の差配であり知行主の家来でも勝手な振舞いはできないこと。さらに秋免の納方は以後取次がないと忠九郎が言っている。庄屋のいう三奈木黒田家の用筋とはこの年貢の取次ぎのことをさしている。この時期において年貢米大豆等は三奈木黒田家が知行地の村々から直接取立てているわけではない。但、一作地、抱地等の自家の私有地の年貢、余米の取立は本来当家がすべき所を三奈木村の場合の様に庄屋に任せることが多かったようである。

また庄屋役地は上座下座郡に間々あるもので、他郡にはないと清右衛門はのべている。

次に「文化十三年御茶屋寄合日記」⁽¹⁸⁾から留守居中の評議の内容を見てみよう。

留守居を中心とした加藤十五郎、加藤團右衛門、萩本伊右衛門、守嶋十郎太夫、阿陪久右衛門、八並喜内、手塚久左衛門（目付）によって寄合いが御茶屋において一、一一、二二日と月三回もたれた。

一 夫遣いについて。昨冬薬院両下屋敷が類焼、長屋普請に際し御茶屋付山より松木材を運搬することになった。松延村まで知行所の農民によって村継で持出させる。夫高百人、正月二四・二五日に亘り五〇人宛持ち出させるとい

う。道証拠がないので本藩の山奉行へ引合せており、才料の足輕を一人福岡まで付き添わせる。木挽、根伐、角取
挽立には一切賃金を支払う。

これによって知行地の農民に夫役を課することができていたことがわかる。

二 百姓の宰判について。加藤十五郎抱え山で根柴盜伐取りした知行村の百姓にたいし山方より詮議、庄屋倉右衛
門が謝罪して許され、科料銀二十目が申付けられた。これは当家家臣の抱山でのことなので、当家で処分している。

江藤良節伊勢參宮の帰途病死、供の者ともども赤間関より引き取る。途中供の者をちりとに乗せたことは届出なし。
供の者は村判に付郡方よりの詮議で当方には厄介は掛からない。当方からは届けない。村判の百姓の宰判は本藩の郡
方にあることがわかる。

三 家来判の宰判について。走下組の者が狐踊相催したため、走り折組の支配高岡茂兵衛がその者を召籠置き、親
直助へ御示仰付られた上で、本人を家来判より除いた。この件は飛脚をもって福岡へ通知。

坂組四人と日田の者喧嘩一件。甘木にて口論に及びその後日田の者は行方不知となり、日田で捜査が始まった。そ
こで支配頭新免彈之丞は四人を小頭預けとする。当家の目付がまず詮議、さらに本藩郡奉行上原源一郎へ引合わせ、
また日田商人で福岡藩御用達の中村平大夫へ内分聞合わせて対応を練っている。

事件の内容によって、当家で内済のものと本藩まで届出がある。

四 家臣の婚姻関係、出入り、忌入り、忌明け等の願届が評議の大半を占めた。荷原村にある帝釈寺組並びに郷足
輕中は当時新免彈之丞の支配のもとにあり、三奈木村の走り折組は高岡茂兵衛の支配下にあった。これら足輕は組に
わかれ組頭（支配頭）、小頭がいた。そして福岡にいる足輕の薬院借宅願や大工町下屋敷への部屋住願も御茶屋で評
議して福岡に送られ、福岡の許可を得て下達された。

五 福岡月番、代參、出府など役職決めが行なわれた。

六 本藩では半知指上げ分を指返し、拝借銀相止む。当家の家来中へも指返す筈の所、葉院原ノ町下屋敷類焼に付五歩返済、三月朔日諸士中に返す分を受け取りに信国兵内出福、閏月御扶持方も二歩五厘の割合で渡されるはずのところ、右割方御免が仰付けられた。

本藩で半知差上となれば当家家臣も半知上納せねばならない。この時は本藩で半知分の返還が行われたが、当家は葉院類焼による財政事情の悪化の為半分の返還になった。

このように当家の家政は本藩の政策と連動している。文化九年本藩諸士で拝借不願の者が称詞されたので当家も同年拝借不願の面々、九、一〇両年不願の面々の称詞を御茶屋で申渡した。

七 竹木伐採許可。三奈木川へハヤ登込みに付築つくりのため竹木を三奈木城荷原村の預山拝領山から伐出すことになり、山奉行の許可をえる。¹⁹⁾

御成御用竹は例の通御用借、山奉行衆の証拠を渡された。これは知行地以外の村から伐出すため。

八 爰元目付方言上筋の儀は月番へ達した後言上であつたが、この度直ちに言上、後子細を月番へ達するように変更。

九 下座より特産物の献上。子箆鮎献上、長田淵漁催

御成用梨子柿阿陪久右衛門より差出す。持夫は小役人より出し、足軽両組間より一人付添う。

一〇 主賀喜左衛門儀病氣、今取立の時節で出郷など出来ず、福岡表無人ニ付江見岡右衛門へ来一季近郷御代官助を仰付けられた。所有地の年貢、余米取立に際し役人総出で村方に出ており、そのための代官助が任命されている。

以上が「寄合日記」の内容であるが、評議の内容は主として四と五で占められる。そして絶えず福岡と連絡を取合っている。

知行地は家来判と村判の者が入交じり、家来判の者は村の面役から外されるなど、負担面や支配が違ふ事などが大

きな問題点であったであろう。

四 家臣団の解体

三奈木黒田家の家臣団が全部書き上げられたのは明治三年の家臣団解体の時ではない。「明治三年六月兵員返上之節分限明細帳」と「在福家来中戸数覚」を組合わせることによつて家臣団の大凡の検討が付けられる。後者は在福だけではなく全体が書き上げられている。尚「分限帳」の総数四一九は実際は四一五である。

「分限帳」

「戸数覚」

分限帳	戸数覚
総人数 四一九人(四一五)	戸数 四一二
馬乗 六六	内 内
同列 九	知方切扶銃士 一三六
同席 六	内 内
無足 五三	六九 地方
一代無足 六	六七 切扶
馬乗無足子弟雇 二八	銃手 一一一
同子弟 三七	内 内
銃手 八〇	二八 福岡銃手
無礼 三	六一 走下組・帝釈寺組
銃手雇 三九	二二 新銃手
	一一三
	銃卒 一一三

一八 御判之者

一四 御開百姓

九〇 遠近小役人

明治三年の禄制改革で三奈木黒田家の家臣のうち主な家臣は福岡藩の兵員に組み込まれた。馬乗のうち九名は当初与力として当家へ付けられた家柄で、からは明治三年二月福岡藩庁より二七石余を与えられ、一ノ士籍に、他の馬乗は四人扶持と現石六一一五石を与えられ、三ノ士籍に付けられた。一ノ士籍とは馬廻りに当たり、三ノ士籍とは御城代組に当たるといふ。この外馬乗列六名と士分四六名（無足、従前一ノ卒）、銃手のうち初代美作一成代に進藤加右衛門に付属させられた足輕組の家一四名計六六名が卒に、これは従前の二ノ卒にあたるという、さらに一代士分（一代切無足）六名と福岡銃手のうち一三名が仕丁に召抱えられた。仕丁は従前の三ノ卒に当たるといふ。この後政府より卒の名称が廃され、仕丁までの人員がすべて士族となった。銃手の者も地方余米が与えられていた者は私田を取上げ、公田は与えて帰農させた。したがって承応三年仕立てられた銃手の足輕帝釈寺組もさらに走折組も帰農処分となった。また一五俵以下の者もすべて帰農処分となった。⁽²²⁾

明治三年八月の「帝釈寺組拝地目録」では田二反七畝余、畠一町九反一畝余、合高一一石余であり、総入口余米は一三五表四歩であった。⁽²³⁾ 当時帝釈寺組は三五人おり平均すれば一人当り田畑を七畝、入口余米を四俵弱持っていたことになる。

走折組では田畑一町以上耕作者が六名、四一九反が七名、全体で一四町五反あった。⁽²⁵⁾

五 三奈木黒田家財政

三奈木黒田家の財政を慶応一年、明治二年、同三年の三つの積書でその変化を見てみる(表4-6)。表4の年代は不詳だが長崎警備に必要な「長崎手当」の経費が計上されているところから、江戸後期しかも慶応一年かそれ以前。丑年になっているので、慶応一年が妥当であると思う。取留高は福岡藩の一俵三斗三升入りで計算すれば三三六七石余。知行高から計算すれば二割八厘の免率となる。これには当家所有の一作地の余米は含まれていない。一作地の余米は別会計になっている。

表4 三奈木黒田家財政丑年御取留高

米 10205俵 146 4 520 360 375 ノ11610	丑取留高 江戸苦勞納役御家来中上納 近郷内夫米 新拝借御家来中上納 二五年賦御家来中上納 百石ニ付八俵引福岡御家来中上納 a
3551 2480 1976 153 41 506 150 150 1296	福岡知方無足足輕迄差紙高 下座知方無足同 御扶助帳ノ高 諸事帳ノ 両御代官渡諸事 賄米 閏月御扶持高 来秋長崎手当 百石ニ付八俵引ケ御高掛り
ノ10304	b
1306	c (a - b) 代錢39貫198匁7分1厘 1俵30匁
大豆2584 内 405 436 187 4 ノ1033	福岡知方 下座知方 諸事一切 賄用
残1550	d 代錢43貫406匁5分5厘(1俵28匁)
米大豆ノ	c + d 82貫605匁2分6厘 内 66 333 0 2 5 一季入方 10 長崎手当 18 453 1 6 借財利払
不足	e 12貫180匁9分2厘5
283 50 26 ノ359	下座在宅知方切扶百石ニ付八俵引ケ高 近郷御一作米 神武原御一作米 f 代錢10貫799匁
不足	g 1貫381匁9分2厘5 e - f
50	h 主水様差引振替 代錢1貫500匁
全不足	g + h 2貫881匁9分2厘5

(俵以下切捨)

(三 1263)

収入は所務取留高一万二〇五俵と家来中よりの上納米一〇三〇俵（江戸苦勞納役、近郷内夫米、家来中の拝借返納分）が加わり、これに支出で本藩への高掛り分の内家来中に転嫁した分、六五八俵（福岡家来中三七五俵と下座家来中二八三俵）、さらに別会計の一作地の余米七六俵、これが全収入（a + f）となる。また付箋が付いて「此外米貳千三百四拾九俵八兩度御拝借押へ」とあり、これが最初から取留高より除いてあるとすれば、表5の取留高とあまり差はなくなる。

支出では家来中の俸禄・扶助は八〇〇七俵、所務取留高の八〇%を占めいわゆる人件費が大部分を占めていることが分かる。賭米は一葦の三奈木村での隠居費用であろうか。薬院には両下屋敷があり、また大工町には浜屋敷があった。

經常収入の取留高では經常支出を賄えず九八俵の不足が出るため、家来中よりの諸上納が重要な財源となっている。家来中の上納分を加えた収入より支出を引いた残り一三〇六俵（c）を一俵三〇匁で錢に換算すると、三九貫一九八匁七分一厘となり（他の史料からこの錢は六〇文錢で、六〇文錢一匁は丁錢六〇文に当たる）、これに大豆の収支の残り分を一俵二八匁で換算した四三貫四〇六匁五分五厘（d）を加えた八二貫六〇五匁二分六厘（c + d）が貨幣支出に当てられる。必要経費六六貫余、さらに長崎手当一〇貫目、借財の利払一八貫余計九四貫余を引くと一二貫余不足（e）した。そのため下座在宅の家臣からも一〇〇石に付八俵の引高をなし、一作地の余米をも収入に入れたが一貫余の不足、その上主水様差引振替が加わって二貫程の赤字財政となった。当家の借財は金四〇兩、銀一九貫目、錢一〇二貫一七〇目で錢に換算して一四一貫六四三匁三分三厘あった。（米四二九二俵 一俵三〇匁として）

福岡藩への上納分「百石二付八俵高掛り」一二九六俵は在福、在下座の家臣から徴収（六五八俵）してもその半分を補う程度である。別積りでは福岡藩へ上納の百石二付八俵引高掛りを四俵にして下座の在宅の者からの徴収を止める案もあつたようだ。なるべく在下座の者の負担を軽くしたい意向のようであつた。家臣の救済も急務であつたと思

表5 三奈木黒田家財政巳季御積り

米 11774俵	a 所務取留
内	
5069	在福給知
875	福岡無足中御切米
293	福岡足輕中御切米
1943	在福無足中扶持寺社銀主扶持米齋米
76	下座無足中御切米并拝領米共
339	下座足輕中御心付米
263	歳暮米下座足輕調練飯米庄屋給外
173	御獵除御武具除米所々御年貢外
316	御上り米客用飯米
500	新宅仕分ケ米
632	銀主中利米
1000	銀主中へ預米
810	辰貸渡押
1620	献米
1620	巳秋免下ヶ押
✓15633	b
131	三段除押家中上納
77	江戸苦勞押同上
50	巳年分差引上納同上
400	巳年分辰拝借押同上
645	巳年分献米押同上
63	巳年分卯仕組押同上
921	巳年分秋免下げ押同上
✓2300	c
1557	d = a - b + c 米不足
大豆2584	所務取留
内	
964	在福給前
48	賄用子供勤之面々所々年貢味噌用
1570	残大豆
6	巳年分差引上納押家中上納
✓1577	e 総大豆
19	米不足を大豆残りニ而引 e - d

(俵以下切捨)

(三 1240)

られる。丑年の積りには特別に家臣の救済項目が見られないが、巳年では貸渡押さらに領民の負担軽減としての免下ヶ押がある。しかしこれも半分程は赤字財政の補填に家臣より上納させることになっていた。

家臣の救済については、当家の勘定所が扱った「御拝借錢之差引帳」(安政二年)や「近郷小役人仕組錢差引帳」(安政三年)等があり、仕組錢を困窮家臣へ貸付年利一割の利足をとった。これらの金銭は博多の商人に預けてこども利をとった。家臣への救済資金としては低利とは言えないが(商人の利子より安い)この程度の利足を取るこ

とによって、この資金が回転していくことを狙ったものと思われる。

表4の積りで一作地の余米が備の役割をしている事が分かる。いわゆる予備費の確保である。このほかに榎実代がある。慶応元年からは除金を下座で確保する事になった。御隠居(播磨 一葦)が下座在住になったため、これまで

空地櫛実代が福岡で除金されていたものを以後下座夜須郡の空地櫛実代は下座除金とすることになった。元治元年から明治二年までで二二二両が蓄えられた。⁽²⁶⁾

表5の巳年の積書は一〇〇〇俵の銀主への預米があることから明治二年のものである。所務取留中に占める人件費の割合は七三%。免下ヶ押上納分九二二俵も入れている収入となっている。上り米とは上方か東京へ登すのであろうか。所々年貢が米大豆共に計上されている。この年貢とは当家の私有地の年貢と思われる。

銀主への支払いが一四%を占める。借財総高は金二万二五四〇両で、利米は一〇〇〇両に付二八俵渡し、さらに借入高返済のため銀主に一〇〇〇俵を預けている。丑年に比べて巳年の借金が多いのは、特に慶応二年に家臣名義で多数の銀主より軍備費などのために借金したためである。つぎは借金の一例である。

主人方就用事預申金之事

一金千四百七拾六両ハ

右之通預申候処実正也然処此節依熟談来卯冬々来ル未年迄五カ年之間元金置居為利米金千両ニ付米式拾八俵之割合を以春日村々直津出を以年々相渡候処相違無之候追年異変為無之仍而証文如件

慶応貳年寅十二月

間金左衛門

内海内左衛門

福嶋伝八

萩本伊右衛門

大塩佐吉郎

古川市大夫

中山小傳次

主人用事のため磯野七兵衛より借金し、慶応三年より明治四年まで五年間は元金置居にし、利米だけを払う。利米は千両につき米二八俵の割で、この場合は知行地の春日村より直接払い出すという約束である。⁽²⁷⁾

また他の史料では松延村より直津出となっており、借金の返済に当たって知行地より直接津出されている。

嘉永三年から慶応二年までの借財高が二万二〇八七両余あった。これを慶応三年の話し合いの結果、三年より五年間元金を置居、利米を一〇〇〇両に付米二八俵充て支払い、六年目つまり明治五年に元金を支払う事になっていた。そしてその間銀主に米一〇〇〇俵が毎年預けられた。

通常収入に対し支出が四千俵程上回る (a—b) ため家中より上納させている。それでも米一五五七俵 (d) が不足するので大豆分を加えてやっと一九俵の余分がでており、家中救済と同時にそれを上回る家中からの上納が財政維持には不可欠であった。この二カ年の積りからも窺いしれる様に、三奈木の家老財政も藩と同様に財用繰りが困難であり、本藩で家臣へ上米が課せられれば、又家来である当家の家臣も同様な負担が課せられた。

幕末から明治初期の混乱した時期に比べればまだ江戸中期の財政は安定していたといえよう。加藤忠左衛門の「口上の覚」⁽²⁸⁾(寛政二二年一定家督の年か)によれば、当家主人が「当職の請持ニ御座候得共御財用之根源を請持候儀者御留守居中一統之儀ニ而已ニ御先君様御代始ニ者御代々御譲り之御借財余分ニ御座候得共其比ハ亡父恭入を始め只今之九太夫祖父九太夫伊右衛門祖父伊右衛門権左衛門祖父市右衛門杯一致ニ申合せ実情ニ御奉公申上候故無程御無借ニ被為成御家来中御扶助等余分ニ御甘々被仰付其砌江戸御旅行濱御成等余分之御物入と被成御座候得共弥御世帯向者御丈夫ニ被為成候御ふり合ニ御座候処追々役人替りニ相成ケ様御譲り之御借財出来申候」と自分達の父祖父らが建て直した財政を役人が替わったためにその後借財を増やし、今では借財高は二百貫目内外(五七一四俵 一俵三五匁)で

あるという。御代始めに家来中より除米等取つては残念なことであるが、御当用御暮方の内より借財返弁するより道はないので、その道付を進言している。

米大豆凡四千俵 合力米其外家来中扶助等除分全く御払に相成候米大豆

内

千俵 御旅行并御普請等其外非常之御備

代三十五貫目 一俵三十五匁宛

三千俵 御当用 代百五貫目

全御当用御暮方二相成分

家来中への人件費を除いた分が四千俵、このうち一千俵を臨時費用にのこし、三千俵が使用可能な当用分。二百貫目の借財は凡二年分の当用分に当たり、利銭も一年二十貫目余になり殊のほか財用繰りが難しいと述べている。しかし「御上御決断被為遊下々役人中一致さへ仕候得者」六七年のうちに借財も片付くと述べている。またあとで計算の違いがあつてさらに千俵程余分が出たので借財は五年で片付くということであつた。

借財二〇〇貫は表4の慶応一年時より多いが、人件費を除いた分が四、五千俵あるという事は、幕末から明治初めの財政よりも余裕がみられる。

表6は明治三年秋の三奈木黒田家の積書である。十分の一の秩禄になつたとあるので、収入は明治二年の積りの約一割。しかし家臣への俸禄がないためまずまずの家計であつたらう。人件費としては三九二俵（二九%）があるが、以前の様に七〇―八〇%も人件費で占めることはない。この時点で公財政から私財政へと転換したわけである。家臣は先述したように士族身分で福岡藩庁に属したものの、または帰農したものに分かれた。また当家には一作地と抱地があり、そこからの余米が一六五俵書き上げられている。この年、抱地の年貢が支出に計上されている。また一作地か

表6 午秋御所務高米八月迄御積並御一作且御抱地余米帳 (983)

米	1359俵	2斗4升								
大豆	10									
米大豆	1369	2	4						a	
米	内									
	210								大殿へ差上分	
	60								糧米	
	20								客用臨時糧米	
	188								間淇園 小坊主へ心付	
	73								御茶屋受持篠原善次迄被下米	
	29								御受り取以下5人浜御門番迄被下米	
	16								乳母3人松野被下米	
	8	1	6	5					山番並埴硝藏番被下米	
	23	1	4	5					一作受持給並藪番被下米	
	1	2							寺納米	
	50								宮原陸奥守月祓米	
	25								女中糧米	
	4								乘馬飼料代	
	6								味噌用	
	34								餅用	
	51	1	3	6					抱地年貢	
ノ	798	2	3	6					一作三ツ上納分	b
大豆	内									
	42	1	8	6					抱地年貢	
		5	8	7					一作三ツ上納分	
	10								味噌醬油用	
麦	8								味噌醬油用	
ノ大豆麦	60	2	4	4	7				c	
金	内									
	60兩	步	朱						老女乳母女中給金 一人二付10兩	
	6								諸先生歳暮	
	2								社寺神納分	
		3	2						石揚孫右衛門鉄屋徳藏下座山番兩人へ	
	22								御留守居隠居並若殿乳母へ	
	1								立入衆へ歳暮	
銀預	3匁	8分							小舟一艘連上銀	
ノ金	91兩	3步	2朱							
銀預	3匁	8分								
米ニ直し	31俵								1俵3兩	d
総合米大豆麦	890俵	1斗4升5合3勺							$e = b + c + d$	
差引米	479	0	9	4	7				$a - d$	
金ニ直し	1437兩	9分								
	内									
	400								冬仕舞之見込	
残	1037	9							13ヵ月ニ割 1ヵ月79兩8合4勺	

抱地一作地余米

米	36俵	2斗3升							下三奈木・桑原・小隈・四郎丸・国分・水城・	
大豆	11	9							佐谷村抱地余米	
米	100								下三奈木・城村 抱地余大豆	
榎実	2000斤								惣一作余米	
米	2	9	9						代米15俵 下座空地分	
									下座空地金丸分余米	
ノ米大豆	165	8	9							

らの収入にたいしては三分一の上納が明治四年まで義務付けられた。尚、表6の一作地、抱地は全てが書き上げられてはいない。

この積金には借金の支払いが出ていない。借金については明治三年十二月に加藤樽園が整理を行った。二万二〇八七両の借金から銀主に軍資として毎年一〇〇〇俵三年間預けて置いた米を差引いた残り、一万五六一両にたいし、黒田一美が十分の一の秩禄になったため返済の道が立たない事、さらに扶持米も政府の方針により以後渡せなくなったことを述べ、藩庁へ道付を願うからと銀主へ通達している。明治四年五月藩庁へ願ひでたものの「私借償之通相開候而ハ士族之向江其御出財夥敷儀ニ付」と断られたため、当家は外に手段がないとして預り山を銀主へ「引付」ることを願出た。交渉の結果、五ヶ年間山坪数一〇万五〇〇〇坪（那珂郡三宅村、早良郡尾笹山、那珂郡平尾村、春日村、志賀嶋村、三笠郡白木村、夜須郡曾根田村抱の内）を銀主へ預け、立木を自由に伐りとらせることにした。またこれでは借金の十分の一にもならないのでさらに春日村の一作地の竹木も加えた。そして五年後あと半分の山を任せることになっていった。この結果明治になってからの借金も合わせ一万九六五八両の道付が整い山木代として四〇〇〇両がさらに「此度道付方能致承知候ニ付為御挨拶」として五〇〇両が銀主中に渡された。その具体的な内容は不明であるが、一部は證書が返還された。²⁹これで当家は一応幕藩期の借金からは解放されたとみてよいだろう。

当家へは明治五・六年には禄高一六二〇石五斗一升四合三勺九才にたいし扱米代九七二兩三〇錢八厘が支給された。（一石六〇両の割）明治六年分は元物産会社よりの拝借金六四〇兩を差引いて支給されている。³⁰

次に廃藩置県後に三奈木黒田家が今後どの程度余米が確保できるかを予想したのが表7である。：はこれより大幅に収入が減ると見込んだ分、*は所有が認められないと読んだ分である。

この中には変革で収入となる分、走折組に与えていた土地が変革後拝地引揚となってその分余米が増えると計算した百俵は収入に加え、両三奈木庄屋に与えていた土地、おそらく庄屋役地が引揚げになるのではと六〇俵計上してみ

表7 抱地一作地余米地書上げ (三 649)

米	68俵余 :	長田村
同	15	下座浮地
榎	2000斤	同空地
	(米にして15俵)	
米	2	空地余米
同	100	走り下組の拝地余米
同	60 *	両三奈木庄屋の拝地同
同	45 *	三奈木庄屋より余米
同	20	奈木原源右衛門余米
近郷村々一作余米		曾根田村
大豆1斗7升6台		同
米	26俵	松延村
同	9	吉木村
同	15	国分村
同	2	杉塚村
同	2	春日村
同	4	
福岡山方受持村々余米		水城村
米	6俵	佐谷村
同	4	三宅村御茶屋床
同	1	国分村
同	6	神武原一作
同	36	春日村松葉上納
銀預	24匁	向浜松葉上納
同	300匁	
米大豆(439俵余)		302俵(予想余米高)
銀預	324匁	内
(: は減額 * は除く)		43俵余 一作余米上納
		残258俵余

明治五年御用地村々余米帳 (三 984)

長測	21俵(7畝5歩)
下三奈木	24(9反3畝)
中村栄次郎分	14(9畝)
板屋	16(4反1畝)
金丸	11(4反3畝)
中村分	6(2反)
善三分	8(2反)
計	96(3町3反)

たが、これはおぼつかないとした。これらは江戸期には収入にならなかつた分。また三奈木庄屋よりの余米四五俵は田畑の請返しとの相談があつているのでこれもまた合計には加えていない。これは江戸期には収入となつた分。また知行所であつたときには庄屋へ世話料を払わずに済んだが、以後は余米取立に世話料がかかるとしている。この結果米大豆四三九俵のところ三〇二俵と見込み、これより一作地の余米大豆一三〇俵余の三分の一を上納して二五八俵を見込んでゐる。またこの表から浮地、空地から何らかの収入を得ていることが分かる。これ以外に「御用地村々余米」が九六俵、三町程があつた。

この後、秩禄処分や地租改正が行われるが、当家はどの程度土地を所有出来たであろうか。旧領主階級への地券の渡方はかなりの制限を受けた筈である。所有権確定にあたり旧知行主と支配地農民との間で様々な問題が出て来たであろう。

次に地租改正で何が問題となったか具体的にみてみよう。

六 三奈木黒田家の地租改正

欧米の諸制度を取り入れることによって日本の近代化を進めてきた明治政府は、封建遺制と思われるものを整理処分した。その一つが地租改正における土地をめぐる諸権利関係の一元化政策である。地租改正によって、土地に対する種々の権利関係が整理され、小作人よりも地主に地券を渡すことによって納税を確実なものとした。一方旧領主層にたいしては熊本の場合のように藩主築造の新地に対して耕作人を持主に定めるよう指導している様に、旧領主層は土地所有権が認められにくい政策であった。これは当然家老の知行地にたいしても当てはまるものであった。

福岡県の地租改正は政府報告書では明治七年より開始となっており、八年には旧税を廃し新税での取立の伺いが出されている。九年四月には「福岡県管内新旧段別税額差引調」が出て旧貢租と比すれば三三万八二八七円余の減額を出した。調査官が言うには「地ノ瘦薄ナルノミニアラス又反別ニ余歩少キト舊税ノ可慮ナルニ因ス」と旧貢租が苛税だったと言っている。「田方六尺竿一反歩二石四斗八九升ノ收穫ヲ得ルモノハ上座早良ノ二郡ニ外ナラス、他ハ皆地味劣悪決シテ多量ノ收穫ヲ得ヘキモノニ非ス」と上座早良郡以外は地味劣悪とのべている。九年に田畑に就いては地券渡しを済んだが山林については「当県山林従来種々之名目有之拜領山ト云証文山ト云預り山ト云小預り山ト云古野山ト云建出山ト云皆秣山之外ニシテ各其名義ニ寄テ種類不同置県以來追々伺ヲ經処分相済候分モ有之候得共(略)不容易手数相掛り何分ニモ急之取纏難相整(略)官民有区別未タ判然ナラサル分ハ差紙取調出来次第第二申候」と同時期に伺を出しており、九年には山林は全部終わってはいなかった。⁽³¹⁾

地租改正で何が問題であったかを三奈木黒田家の例をあげて見てみよう。

まだ地租改正が始まる以前、版籍奉還により福岡藩でも土地と人民が返還されて当然三奈木黒田家のそれと同様の

扱ひとなった。するとそれまでその支配地であつたところの住民が土地の所有を主張し始めた。

a 下座郡八重津村空地の場合⁽³²⁾

一 黒田一美様御支配地空地壹ヶ所凡九畝程

但、柳差立ニ相成居申候、右之場所作り之中に有之

明治四年六月下座郡八重津村の空地九畝程について同村庄屋・組頭より福岡藩庁あてに異議が唱えられた。柳が立っている空地が何故「一美様御支配ニ相成居候哉」。元來空地となる場所ではないという。古老共の申伝えによると、筑後境筋土手は追年笠上げをし自然出水の節は佐田川筋の水かさが高くなり、土手筋保ちかねるので、佐田川筋土手の一層の笠上げ腹付を仰付けられ、笠上げ用の土を取った後が空地となった。そこに作付けは出来ず、一美家より柳を仕立て御支配地となしたという。この空地は竿の外で上納はしていない。尤も一美家がこれまで仕立てた柳は三・四年越しに伐払い、その代銀として三十目程納めてきた。この土地を無運上で土手下地主共へ払下げはしてもらえな
いだろうか、大層入土をすれば作方も出来そうだと、八重津村庄屋・組頭より福岡藩庁へ願出てた。

b 下座郡長田村一作地の場合⁽³³⁾

明治六年一月黒田一雄よりの申立によると、千年川筋野地を正徳年中に自力で開立てたものという。その後寛保二年に拝領証文が渡され、一作地一町一反三畝余を従属の家来へ請けもたせ、同村百姓へ下作させた。下作人が作方不手入等致せば引揚げ、入替て手入れ等行届き心得方よろしいものへ下作させた。したがってこの地所は黒田一雄銘頭にて地券も渡して貰いたいと言う。もし下作人を銘頭にするならば、余米までも彼らの私有にするのは過分であるから、村仕組に備えおくと村役どもは申合わせていると言う。

さらに黒田一雄が言うには、長田村一作地は年々江戸苦勞銀を上納してきた。また入立付口米取立は庄屋と組頭二人へ給米を与えて取扱わせていた。この一作地の内水害などの多いところは黒田家が地上げして畠となし、追々毛上

よろしきところを見定めてから付口を改めていた。このような地所であるので余米はすべて当家に入れていた。従つて黒田銘頭になるものと思ひ、長田村副戸長松岡九一郎へ引合させたところ小作人が承知せず、さらに戸長井手習へ一月に取捌方を申出、井手と役場の者から九一郎を説得して貰つたが不承知だという。これで長田村一作地の所有をめぐつて当家と小作人の間で紛糾している事が分かる。⁽³⁴⁾

次に、黒田一雄よりの申立にたいし、長田村保長齊藤嘉平等四名が百姓の言い分を代弁している。⁽³⁵⁾

一 下座郡長田村黒田一雄拝領の地であつたが、維新後拝領地は引揚られたのだ。この土地ではその後も従前からの請持百姓が耕作してきたが、従前拝領主黒田家より銘頭になるとの申し立てがあり、その理由に正徳年中自力を持つて開いたと申し立てている。しかしそれは間違いであると村方は言っている。村方にはその証書はないが、古老に聞いたところ、「最前御検地之後」村中で開立、余徳を村中で私有し諸切立に運用していたが、正徳以前に庄屋と百姓が争論に及んだ。その節隠田であつたことが露頭し、召上げられてその末三奈木黒田家の拝領地となつたと言ふ。古老は村にとつては残念の土地と申し伝えてきたと言ふ。明治四年五月布告で、従前拝領主へ収納米の三分の二を三ヶ年渡す様と仰付けられたが、これによつて拝領主の銘頭は消えた事になる。翌五年十月の布告で三分の二渡しも廃止となり、地所は旧藩中御達の通と仰出された事により百姓銘頭たるべきと村方は言う。

二 黒田一雄の申立に、下作人の作方不手入の場合は年々引揚入替をしていると一季下作の様に申立てているが、実際に老作百姓を調べてみると、老作畝町区切四二号の内、先祖より持来りまたは二代三代と受け持っている者が大半で、この十年で請持替となつたものは二、三人である。請持百姓が譲渡する場合はおよそ一季分の年貢代米代銀をもつて譲渡しており、年貢不納の場合は、庄屋・組頭中より引揚後、譲請けた者へ出銀させ、地頭向は年々皆済してゐた。損毛の年は見分帳を仕立検見を願出、年によつては皆無、または格別下免になつた年も有つたと言ふ。毎年古田同様取り計らつてきたし、庄屋・組頭中の手を離れ直接引揚入替がなされることはなかつた。また数代にわたつて

請持ってきた百姓が大半で、一季作りの下作とは違うことを強調している。また年貢不納や田畠作り荒のため小作地を引揚ることは、この老作地に限ったことでなく一般的なことである。開墾起源、資金の出金主、売買の仕方等に基づき「正実之確証を取糺、至当之理弁聊無不伏遂熟談、更に銘頭取極其事故双方連印申立候様」との趣意から、村中開墾に相違ないと村方は主張した。この土地は川寄淵の場で、開立に大層の資費が必要というわけでもなく、追々村中で開増してきた土地で、こう言った土地は外にもあった。佐田川辺野地空地も少しづつ百姓が銘々開立、僅かばかりの箇所も年貢を納めてきた。しかしそういった土地は洪水荒、土手下費地となり現在はない。この様な具合だから一体の老作起源は村中開という老人の申伝えに相違ない。外にも池或は淵などより畠六ヶ所開立たものがある。そのうち二ヶ所はその年の貢米で骨折料を渡された。荒方土持寄の跡地はその者開きとなり、また四ヶ所は百姓自立の開きであり、ただ今では結構な畠となっている。その内一ヶ所はまだ年貢極めもない箇所である。

争点となつていところは大川土手筋で、毎年洪水荒も出来、請持百姓は格別骨折るところで、起源は村中と心得おり、凶年は昔を思いこの一作地が以前の通り村中の備えであったなら救助筋になるのにと話していたが、地頭の拝領地となつてこの事はなかなか口外も恐れあることで、ただ残念の土地と申し伝えてきた。今般土地返上公明正大のご趣意により、百姓銘頭になるべきと申出、双方落ち合いかねている。争点は誰が開き主であるか、下作人が一季下作であるかにあつた。

双方の言い分があつて決着がつかかね、明治六年五月四日には一雄の聞次安陪庄作より「五月五日限り相決申出無之分ハ悉皆小作人銘頭に被仰付」との布告だが、出役所が遠隔地であるため、往復日々を費やすので十日までの日延を願出ている。³⁶明治初期には長田村からは米六八俵三斗九合（石大豆代米口共）の取立をし、そのうち五俵三斗九合の下作免下り分、三俵の庄屋世話給を差し引いた残り六〇俵が三奈木黒田家に収納されている。これは三奈木黒田家の支配一作地のうちで一番収納高の多い場所である。³⁷

c 下座郡長田村一作藪の場合

長田村にはこの外一作藪、土手筋空地櫛の問題もあったが、前者は拝領山同様と想っていたところ、拝領地にあたり開立地の申請をせねばならないということで、庄屋ばかりの名前で申請出来るのであればこの分は申請することに、願書を差出さねばならないならばその旨申上げる。すべて庄屋松岡九一郎へ頼み置いた。土手筋の空地も検討したが、櫛が植わっているので作方に差障る上、洪水の節障りになると言うことで申請せず、他の空地も土手筋にあり支障を来すということで申請見送りとなった。⁽³⁸⁾

d 三笠郡乙金村の場合

老作願⁽³⁹⁾

三笠郡乙金村抱雉子ヶ尾と申処七反七畝貳拾壹歩同村抱津こし野老町貳反八畝合畠数貳町五畝貳拾壹歩従来竹木植立置ク田畑ニ可起返見込ハ無御座候ニ付其俣持抱度右反別之内御検査ニ相成居ル屋敷床貳反貳畝三步共ニ私銘頭ニ被仰付度尤地税上納方之儀は御法之通相守可申此段奉願候也

下座郡三奈木村居住

士族 黒田一雄

明治六年第二月

参事 塩谷 処殿

権参事 水野千波殿

團 尚静殿

第十ノ大区戸長

井手

習

上三奈木村開次 熊本清五郎
下三奈木村副戸長

戸長 高原謙二郎

三笠郡乙金村抱雑ヶ尾・津こし野畠数二町五畝貳拾壹歩は竹木を植立ており、田畑に起返す見込みはないのでそのまま持ち抱えたく、またその反別の内にある屋敷地と共に黒田一雄銘頭に仕度と明治六年二月に願書を出してた。またこの雑ヶ尾宅作地の竿入については境界がしかと分りかねるため、乙金村元庄屋染原捨六郎は宅作百姓さらには三奈木黒田家の家従田中蘆生にも立会いを求めている。⁽⁴⁰⁾

e 宗像郡勝浦村の場合

約定証⁽⁴¹⁾

一 村方ニ有之御拝領御一作田数十六町四反十三歩半之地所銘頭改定ノ義御出訴相成御審理中村方小作人八十銘代惣兼人則私共々右地等拝領之義相願候処、格別ヲ以願之通御承諾被下私共ハ勿論小作人一同難有拝受仕候就テハ自祝トシテ金五百五十円本年九月十五日迄ニ訖度上納皆済仕候然上ハ証書類一切御引渡被下候約定也若右金員上納却而延引候節ハ右地所無論御引揚可被成候(略)

宗像郡勝浦村八十銘連印

明治十五年八月 日

宗像郡勝浦村抱えの拝領宅作田一六町四反一三歩半については、銘頭改定の訴訟が黒田家より出された。審理途中に話し合いがつき、小作人八〇名の銘頭とする代わりに、五五〇円を小作人共より自祝として一五年九月一五日まで上納することで、証書一切が引渡されることになった。即ちこれは小作人がある程度の代金を支払うことに依って解決された例である。

f 粕屋郡宇美村の場合

粕屋郡宇美村抱神武原は三奈木黒田家の拝領山（一万五千坪）であったが、その内の田三町七反四畝九歩、畑四反五畝一九歩、屋敷床四反二畝二一歩、これらは自費開立であるので小作人と熟談のうえ一同下渡し願を出し、聞届けられていたために別段願を出さなかつたところ、小作人連印をもって差出すようにとのことで、双方連印をもって届けた。（明治六年五月三十一日）⁽⁴²⁾

その後の史料によると、黒田一雄の所有地となっているのは田一町四反九畝二五歩であるので、これら百姓一人と分けあつたものと思われる。

明治初期には三六俵一斗二升八合六勺の米（石大豆代米口共）の取立から二俵の請持世話料を引き、三四俵一斗二升八合六勺が当家の収納となっている。⁽⁴⁴⁾

g 夜須郡曾根田村の場合

従前拝両書作名頭究日切二付嘆願⁽⁴⁵⁾

第十一大区曾根田村之内黒田一雄元拝領書作ト相唱候地所受領主小作人対談之上名頭相究メ申出候様詳細御布告被仰付候ニ付而は其段精々申聞置候所双方熟談相整兼名頭申出終及日切奉恐縮然ルニ小作人過半ハ極々難渋之者共ニ而外ニ抱地とても所持不仕請持之地所被取揚候而はいつも門目相潰儀儀ニ付再々懇受領主遂談判漸双方熟談相整連印ヲ以別紙願出申候右名頭究之儀ニ付而は追々御委細御布告之趣も御座候処右様熟談相整兼候々終及日切（略）前件之通小前百姓門目相潰儀ニいたり候而は傍觀可仕筋茂無御座右延期之段ハ奉恐入候得共熟談相整候ニ付而は出格之御詮議被為加別紙願之通被仰付被為下度（略）

曾根田村保長

佐藤宗六

宮井良政策

明治七年二月八日

品川宗平

副戸長

真鍋全二

戸長

桑野順平

福岡県権参事 山根秀介殿

朱「書面期限遷延及ヒ不都合之至ニ候得共副書ヲ以口述之次第有之ニ付格別之詮議ヲ以聞届候事

明治七年二月八日

福岡県印

夜須郡曾根田村の拝領老作と唱えてきた地所（田二町二反七畝四歩、畑一三歩）は熟談整いかね日切れに及んでしまった。小作人の内過半は極々難渋者で外に所持地はなく、請持の地所を取上げられたら門目は潰れてしまうと云うことで熟談に応じず、ついに小作人二六名の銘頭にすることで話がまとまったと言う。しかし書類提出の日限に間に合わず、戸長以下の村総代の願書を提出し請うたところ聞届けられた。（明治七年二月八日）

当家はこの一作地から明治初期には二七俵一斗四合の米（石大豆代米口共）を取立、一俵の下作免下りと一俵の庄屋世話給を差引いた二五俵一斗四合の米と一斗七升六合の大豆を収納している。しかし明治三年の「貢米大豆払方御算用目録」によると、米二七俵余の内訳は次のようである。

米 二七俵一斗四合

内

一俵 庄屋世話料ニ被下分

一俵 御山番金作江

三斗五升 勸次請持川成御用捨奉願上分

一斗五升七合 伊助請持年々御用捨奉願上分

られた。

i 拝領山の場合。表8—1は明治四年山林が一旦引き揚げられた時の証文の控である。一反 \parallel 三〇〇歩として計算すると一八一町余となる。⁽⁴⁷⁾従来三奈木黒田家の拝領山林は家臣へ預けられ、家臣によって竹木等植えたてられ支配されてきた。それが下座郡三奈木・荷原・中嶋田・矢野竹・城村に計一五万余坪あった。(表8—2)その後六年になつて山林一件の布達があり従前の通り拝領となり、追々払い下げられるということであつた。⁽⁴³⁾そこで山林は支配していた家臣銘々の所有にと黒田一雄は願ひ出ている。三宅村の大庭友吉は一一五〇坪は先祖の預り山であつたと主張して本人より払下げ願を出した。⁽⁴⁹⁾

その後山林については拝領山が拝領主とその所有の権利が認められ、さらにその山を自費で竹木を植えて直接支配管理してきた家臣には其の山の所有が認められた。

以上地租改正における土地所有確認過程を見て来た。問題となつたのは一作地、いわゆる開墾地であつた。開墾地についての明治政府の方針は資金を出した開墾主に所有を認めているが、旧領主の場合は耕作人を土地所有とするのが原則であつた。当家も家老であり一作地は知行地における開墾地であつた。この場合県庁では小作人の同意を得ることを要求した。明治六年五月五日までに小作人の同意を得て書類を提出しなかつた場合はその土地を小作人名義とするとの布告があつた。しかしなかなか同意をえることは難しく下座郡長田村のように開墾主は村人で従来残念の土地といつていたと主張したように農民の抵抗が強かつた。

七 明治十年代の三奈木黒田家財政

地租改正によつて三奈木黒田家は結局どの程度の土地の所有が認められたであらうか。

三奈木村抱田畑宅地林藪名寄帳⁽⁵⁰⁾

明治一一年四月写

反 別

地 価

地 券 税

田 五町一反九畝 九歩 三三四五円六四銭五厘 八三円六四銭三厘

畑 四 三 五 一 六 一 一八五 六 七 二九 六 二 七

宅地 一 六 五 一 二 四六一 四六六 一一 五 三 七

林 九 七 九 一二六 九 六 三一 五 三

藪 八 六 三 一七 七 七 九 四 四 四

墓地 一 九

合 二一町八反六畝一九歩 五三三六円 五銭三厘 一二八円四〇銭四厘

明治一一年には当家は三奈木村だけで田畑九町五反四畝二五歩、宅地一町六反五畝一二歩、林藪で一〇町六反五畝三歩、合計二一町八反六畝一九歩を所有していた。

『福岡県地理全志』では同村の田畑二六六町七反余、山六八町余である。戸数三八〇戸、うち士族四一戸である。

これで平均所持田畑を出せば一戸あたり七反五畝となり、当家の当村内での所有田畑はほぼ抜けて多いことが分かる。これは走折組の拝地田畑一四町五反の内、当家所有分が引き上げられたことで納得できる。では他村での抱地、一作物はどうなったであろうか。明治一〇年代の当家の財産目録では三奈木黒田家の他村の土地所有は書き上げられていない。そこで他村の田畑の行方を追ってみると、桑原村拝領田畑七五石は同村百姓に仕付、三奈木村庄屋拝地は二竿分三反三畝を私有にして残は百姓に与え、城村六畝はそのまま家臣に、国分村御茶屋床畠二反余は同村孫市に金一〇両で売り、三宅村御茶床七畝は同村源七へ、高宮村畠二畝余は銀預一五〇目で家臣志間へ与へ、国分村鯉困床、平尾村御山屋敷床は当家の新宅へ分与した。他村にあって余米がないもの少ないもの管理が面倒なものは明治四年に処分

表9 明治一三年金出納簿

収 入	
小作米	384円33銭3厘
榎実代	187 72 1
大豆代	45 10 9
粟	15 14 4
米代	488 77 2
銀行利子	945
貸付	28 93 7
山代	24 5 4
その他	1 20
計	2120円27銭

支 出	
地稅等役場納	85円36銭4厘
他村関係	45 96 8
買入田地代	71 37 9
貸付助成	160 11
農作業手伝夫	38 95 1
他村出浮	3 65
由岐屋事件	123 22
一二年払い越し	146 10 5
四家分	831
妻女関係	140 94 9
藤原・加藤団・孚払	114 85 7
その他	209 95 8
計	1856円65銭4厘

を終えていた。⁽⁵¹⁾そして地租改正では農民の反対を受けた長田曾根田村一作地などは手放し、下座郡長淵(田畑九反九畝余)、荷原、板屋、金丸、小隈(田畑一町八反余)、四郎丸、粕屋郡神武原、佐谷、御笠郡吉木、水城(余米四俵程)において多少なりとも小作地があったことが残存史料で分かる。⁽⁵²⁾このことから三奈木や他村の田畑さらに山林を加えると、当家はこの地方では有数の地主となった。

一〇年代の当家の財政を見てみよう。一一年「下作人口差引帳」⁽⁵³⁾では三奈木村が中心をなしているが其外に長淵、金丸、荷原村からの小作米の収納がある。総反別一〇町余があり、そのうち一町二反ほどの桑榎花の畑がある。総入口米大豆粟三一四俵余、このうち米は二五六俵余で正税村入費世話料駄賃を差し引いて二三俵余、同大豆二〇俵、粟一八俵であった。

つぎに一三年「金出納簿」表9で収支を見てみよう。自作分も入れて田畑からの収益が収入の五二%をしめ、銀行利子と貸付収入が四五%で銀行利子の家計にしめる割合は大きい。山代は穂波郡の山を売った代金の一部である。銀行は福岡橋口町にて一〇年一月一日開業した福岡第十七国立銀行である。明治一二年の第一七国立銀行「第五

回半季實際考課状」⁽⁵⁴⁾には黒田一雄の八〇〇株が一番株主で、また黒田一義は一六五株とあり当家が銀行資本へ投資していることが分かる。一七銀行へは安陪庄作四二株、加藤十五郎一七株、萩本次論一四株、萩原静枝、豊島与七郎、

安岡孫十郎、加藤孚各一〇株、加藤團、加藤啓十郎各八株、加藤三郎平、板波有、高橋十郎、尾野省三、進藤加十郎、藤崎末吉各七株、大塩恰六株、江藤養安五株、信国茂三株、荒川浩然二株など旧家臣が投資しており、旧主黒田一雄の主導のもとに旧家臣の投資が行われた感がある。

支出は一二年に家督相続した一義家と他の四家分（一葦・一美・一雄の三隠居と一路分）が含まれる。この他家分が四五%をしめている。地税等役場への支払いが一三一円余、そのうち他村への支払いが三五%ある。下座郡荷原、四郎丸、小隈田畑税、長田蕨税、那珂郡平尾、小笹、粕屋郡神武原、穂波郡大分、早良郡下長尾の山税、下座郡長瀬地方名替え代、御笠郡吉木、粕屋郡神武原掛合費用が見られる。ここで他村の所有田畑山林の一部が確認できる。またこの年由岐屋事件として一二三円余計上されている。博多鯛町の由岐屋には明治三年の段階で一一五〇円の借金があった。しかしその段階ですべての借金が立木払いを貸主に任せることで一応結着をみていた筈であったが由岐屋はそれを納得していなかったであろう。由岐屋には一〇〇円が支払われている。当家の山林については地租改正後全ての所有を書き上げたものがないので断片史料を集めるしかない。明治一四年江見糺が立替え払い分を請求した「小笹山平尾山塩原山三宅山春日山正租諸費一切払相立計算書」⁽⁵⁵⁾には八年から一一年で七九円余が計上されている。したがってこれらの山は三奈木黒田家所有であった。また志賀島の四万坪は安政六年に那珂郡野間山（寛政元年拝領）と引換えたものであるが、この志賀島の四万余坪のうち大半は明治一〇年の願いによって下渡されたとある。⁽⁵⁶⁾また明治一一年三月には「春日山御売渡約定書」⁽⁵⁷⁾があり林一五町余が二一七円で春日村の保長藤才吉に売渡された。さらに同年水城村の大谷山林は同村百姓中が一五二円で買っている。⁽⁵⁸⁾これらの山林は一旦三奈木黒田家の所有となつてその後農民の要求で売買された。山は当時田畑の肥料としての刈敷や燃料の薪などを確保する場所として村の生活に切り離せないものであった。宇美村の神武原の場合のように山林扱いされているが、実際はほとんどが田畑の所があるように、これらの山に開墾地である一作田畑が付随していた。そしてそれらが地租改正で問題となつたのであるが、これ

らの山林に付随した一作田畑では三奈木黒田家と農民で折り合いがつかず、農民が購入する形で解決したものが多かったであろう。

三奈木村以外では当家所有地となったものの農民との折り合いや管理の面で困難を伴うため、地租改正後に処分した所が多かったと考える。一年の布達で「他村エ田畑山林等所有之者元村エ名代人立」てねばならなくなった。名代人の指定や経費もかかる。穂波郡にあった四五町の山林は炭山跡でもあり諸経費が掛かりすぎるといっているので同一三年に五〇円で売り渡した。⁵⁹このように不要の田畑山林を売る一方で買入が備金でなされた。一三年銀行より三月に一・二〇円四月に二〇〇〇円を受取備金とし、これを元手に田畑を買入た。そしてこの備金を加藤十五郎、同三郎平、同孚へあずけ、彼らが旧家臣等に貸付をし、その利潤をも加えて備金の元金としている。一八年には二一八円の残金があった。⁶⁰買入れた田畑は三奈木村において一八年二月までに一町五反二四歩、買入代金八〇七円であった。⁶¹この後も土地買入は続けられた。しかも旧家臣からの土地の買上げが目立つのは一四年から続いた松方テフレによる旧家臣の困窮の結果であり、貸付金の不返済からきたものであろう。一時期は田畑合わせ一四町六反、宅地、山林ともに二八町となった。⁶²三奈木黒田家の明治一〇年代の経営は土地からの収入と銀行利子を中心としたものである。土地の売買を繰り返して土地の確保に務めると共に一五年からは養蚕への支出がみられた。三奈木村に開設された製糸会社である月恒社（一四年—一九年）の解散後⁶³も当家は蚕糸製造を続け、さらに二二年大谷炭坑（宇美村水城村）経営に乗りだした。⁶⁴

おわりに

明治期の三奈木黒田家が地域に果たした役割を見る場合、当家の経済基盤が如何にして形勢されどのくらいあったか見て行かねばならない。そのためには江戸期に当家が知行地でどの様な支配をしていたかがわからねばならなかつ

た。そして当家の財政を見ると、明治三年の禄制改革で当家直属之家臣の処分が行われ福岡藩庁直属に成ったり、帰農処分となって当家を離れ、また当家の禄高が従前の十分の一となるに及んでその財政は公から私へと転換した。そして次に私財政の基礎を確保すべく地租改正に臨んだ。

福岡県の地租改正作業は政府の調査官は明治七年より開始したとその伺で述べているが、当地方では所有確認作業はすでに六年より始まっていた。

地租改正で問題となったのは主として一作地であった。農民の抵抗があったところは旧知行主の影響力が少ないところであったと考えられる。宗像郡勝浦の場合のように訴訟となった所もある。一作地については小作人の同意が必要であったため所有地とするのは困難であった。また一旦所有しても後に金銭を受取って手放した。

しかし地租改正によって三奈木村のなかに九町五反余の田畑を所有した三奈木黒田家は当時この地方の大地主であったに違いない。旧領主層の土地所有制限がいわれながらも三奈木黒田家が多く田畑を所有出来たのは、当家が知行地ことに御茶屋のあった三奈木村と密接なかわりを継続してきたためであった。さらに江戸期を通じて知行地替えがなかったこと。そこでは当家の私有地であった抱地を多く持つていてそれを足輕に与えて耕作させていたこと、元治元年に知行地への居住の違があつて、三奈木村への在住をすすめた結果、そこが手狭であるとして宅地などの買入が行われたこと、またそれ以前から田畑の質入れ、買入がよく行われていたこと、さらに浮地、空地までも所有出来るような支配地であったことなどが地租改正時に三奈木村を中心に田畑が多く確保出来た理由であつたらう。これら抱地、一作地からの余米が江戸期には予備費として家政の赤字の補填に利用できた。また足輕を帰農処分にする際、公地はそのまま与え、私地は返還させるとあつたが、それが三奈木黒田家に帰属した。

また江戸期における財政のなかで増加していた借財が拝領山の立木を自由にさせることによって道付ができたこと。これもその後の家政の負担を軽くした。

そして当初の資産は土地と金禄公債であつたとおもわれる。金禄公債は何らかの事情で旧主黒田家に預けられていたが、当家は土地の収集（経営上不利な土地、遠方の土地は売られ、三奈木周辺に土地が集められた）による小作米収入、それに銀行の株を買うことによつての利子収入によつて生活をたてた。

明治十年代は当時輸出の主要産物であつた養蚕製糸業を試み、また黒田一義は二二年から大谷炭坑を開坑し、積極的に事業主として経営にのりだした。当家はこの炭坑経営で多額の借財を残し、旧藩主黒田家の援助を受けるに至つた。その後の当家の財政は小作米収入と十七銀行、山陽鉄道、農工銀行の利子によつて維持されていく。⁽⁶⁶⁾「鉄道業と銀行業が日本の資本主義を促進するものとして国家による協力的な保護育成の対象であつた」⁽⁶⁷⁾ことから、余つた資産で株を買うのではなく、低利の金を借りて株を買い、高い配当を得ることが出来るものを選んでいった。

（九州大学文学部九州文化史研究施設）

註

- (1) 松平秀治「明治初期尾張徳川家の経済構造」〔社会経済史学〕四一―五、武田晴人「明治前期の藤田組と毛利融資」〔経済学論集〕四八一―三、千田稔「華族資本としての侯爵細川家の成立展開」〔土地制度史学〕一一六 外
- (2) 租税寮改正局日報 明治五年第四二号 壬申十一月二六日 白川県八代県伺大意（二七七）〔明治初年地租改正基礎資料〕
- (3) 『黒田三藩分限帳』（福岡地方史談話会昭和五三刊）
- (4) 「系図」（三奈木黒田一四三三の三）によれば、これは黒田孝高が荒木村重の虜となつたとき親身にいたわり世話をした加藤又左衛門に無事帰還できたら又左衛門の子を一人養子にする約束をしたことから又左衛門の次男を養い、後黒田姓を与えたことに由来する。

(5) 「知行田畠高目録」一六六一・三

(6) 「天正十六年初而一成公江賜知行候廉書」一八五一

(7) この外高橋善兵衛五〇石、春香院四五〇石が書き上げられている。春香院とは下屋敷のある薬院にあり、具体的には誰を指すかは不明。「系図」一四三八

(8) 「覚」三六四七

(9) 「郷足輕之次第并人数高郡役所も問合候節左之通相答」一二六五の一

(10) 一六九二

(11) 「三奈木村郷足輕次吉内仕組ニ付村方江引取申度依之同村唯次倅正吉と申者代人ニ指出申度」(文化三年正月二十三日「御茶屋寄合日記」五四九)

(12) 「覚」一二六五

(13) 八一〇

(14) (仮)覚 四四六一

(15) (仮)覚 三六六六

(16) 一八五九

(17) 「三奈木村庄屋忠九郎行儀并地方御取上ニ相成古来の通庄屋役清右衛門壹人被仰付右之地方同人江被返下候次第」三六八
五の一

(18) 五四九

(19) 寛政七年「御自分納衆立山預山執斗之事」が出され「立山材木其外大東炭山等御伐払之節山奉行山目付江承置候様可申聞旨郡奉行江被仰聞郡奉行も両役江申達候事但右道証拠山奉行も指出候事」と従来このように申伝えてきたが、現在様々であるので再度心得方が仰せつけられた。また家老中立山伐払いの節は其時々郡奉行へ仰せ聞かされ、また山奉行へも申達し、

山所検分には及ばないということであった。 二五七三

- (20) 五三五
- (21) 三三八
- (22) 「兵員返上の節分限明細帳」五三五
- (23) 九八九
- (24) 「覚」 四一五六
- (25) 明治三年七月「御拜地御余米帳走折組」 八六四
- (26) 慶応元年一〇月「榎実代御除金根帳」 一〇一五
- (27) 二二六六の一・「主人方就出事預申金之事」 二七七七の一
- (28) 一〇三四
- (29) (仮) 家財整理史料三三〇六の二、「黒田大参事借財帳」 三〇二三
- (30) 一〇九九
- (31) 「福岡県出張復命書」「福岡県伺」(「明治初年地租改正基礎資料」)
- (32) 九七二
- (33) 九五七・九四六
- (34) 「一作願」 六四〇・九四五
- (35) 「記」 九四七
- (36) 「老作願」 四〇八〇
- (37) 三三一、(仮) 覚 四一五三
- (38) 書状 四〇八二

(39) 九四八

(40) 書状 四〇八四

(41) 二六八 勝浦と三奈木黒田家がどの様な関係があつたかは江戸期の史料では不明。

(42) 「一作之儀ニ付添願」三三三二

(43) 二八三〇

(44) 前掲一五三

(45) 三三二四

(46) 八九四

(47) 「地所御下渡願」四五九三の二によると志賀島の山坪四万六〇〇〇坪を反別に直し四一町余(一五町三反余の筈)として
いる。面積については穂波郡大分村抱山林も同様な事が言える。

(48) 官林については明治四・五年荒蕪地および官林無制限払下の法律を發布し、地租改正の直後それを停止、六年一二月太政
官布告で「産業資本ノ為官林荒蕪地払下規則」が發布、還禄士族にたいし官林等が定価で払下げられた。(福島正夫「地租

改正」昭和四三年刊、二〇六頁)

(49) 「預り山証拠之事」 三九六六

(50) 二八八九

(51) (仮) 六三六

(52) 明治九年「田畑名寄帳」(小隈村) 三七五三、「記」(水城村) 三〇三四、「長瀨村旧御所有田畑控」 二九四五

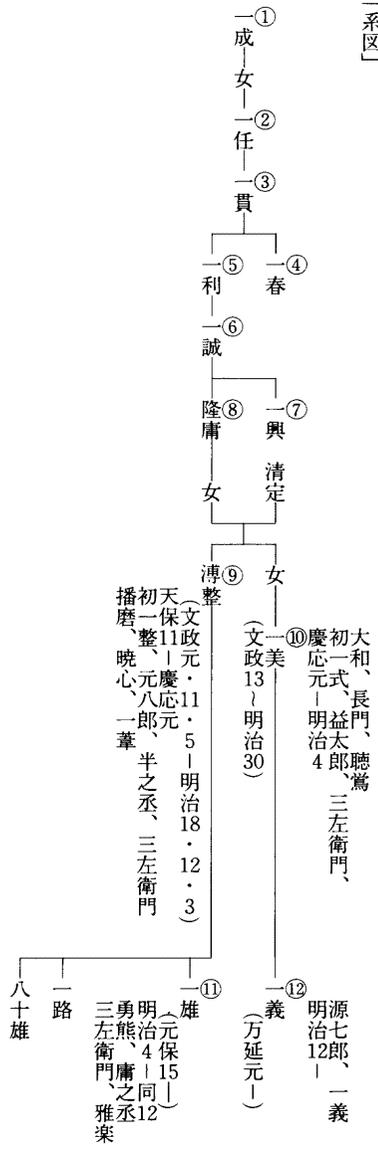
(53) 二九三

(54) 四九四九、明治一五年「第十回半季實際考課状」では本店が大坂に移っており黒田一雄の八百株は黒田長成の名前になっ
ており、黒田一義も百五株と成っている。一雄の八百株は名目のみで実際は当初より長成所有だったのでないかと推測す

る。

- (55) 三二五七の一
 - (56) 三二五七、前掲四五九三の二
 - (57) 四六一六
 - (58) 「金送り状」 四六一四
 - (59) 四六六二の一
 - (60) 「御備金出納簿」 二九一八、三二二八九
 - (61) 「御備金ヨリ買入部地方目録」 三二九九
 - (62) 「記」 三九五八、四九四九、二九四二
 - (63) 『甘木市史』下、五九頁
 - (64) 「養蚕製糸年々ノ所得高」三二六八、一九一―二三年にかけてその純益は一三円から四〇円であった。
 - (64) (仮) 炭坑関係 五〇〇―一五〇三九、三四五〇外
 - (65) 二六八、公債額面四一五〇円が大正五年財政整理の時点で黒田家より返却された。三一八七
 - (66) 「御拝借金明細表」三三三七
 - (67) 星野蒼夫「日本鉄道会社と第十五国立銀行(一)」(武蔵大学論集 二〇周年記念論文集 一九七〇)
- 但、漢数字は三奈木黒田家文書の整理番号を示す。

「系図」



但 () の内は生存期間